

別紙様式1

法令適用事前確認手続 照会書

22年 8月 24日

入国管理局参事官室長 殿

照会者
住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）第十九条第二項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

留学生のインターンシップを促進するため、各大学からインターンシップを希望する優秀な留学生を募集し選抜します。また、留学生のインターンシップを受け入れようとする企業を募集し、そしてその企業が、募集し選抜された留学生を受け入れるための、企業と留学生の斡旋をする。また社会から寄付を受け、在日留学生インターンシップ促進事業共益基金を作り、留学生の学習奨励金や、インターンシップの費用などに充てます。そしてその寄付金から留学生の口座へ留学生学習奨励金や、インターンシップ費用の一部補助金などを搬出します。

3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

留学生たちは紹介（法人）により企業のインターンシップに参加し、紹介者（法人）から補助金また学習奨励金を受け取ることは違法行為ではなく、また留学生たちは直接インターンシップ先の企業から補助金や学習奨励金をもらうわけではないので、就労にも当たらない。

- | | |
|--------------|--------|
| 4 公表の延期の希望 | 希望なし |
| 5 口頭による回答の可否 | 否 |
| 6 照会者名の公表 | 希望しません |
| 7 連絡先 | |

- (1) 郵便番号
- (2) 住所
- (3) 照会者名
- (4) 電話番号
- (5) 電子メールアドレス